

## 今後の民間賃貸住宅施策の方向性について

## 基本指標等

1. 中野区の最低居住水準目標 ⇒ 【住生活基本計画に合わせる】
2. 〃 誘導居住水準目標 ⇒ 【賃貸住宅は第3次住マスで当面の目標を設定する必要があるか（木賃比率23区で1位）】
3. 最低居住水準未滿 ⇒ 【ほぼ解消・5%程度】（第3次住マスは東京都とあわせる。）

## 今後取り組むべき主な施策の体系

1. 良質な住宅及び良好な住環境の形成
  - (1) 最低居住水準の確保（共同住宅等建築指導要綱の最低居住水準の見直し）  
単身者用18㎡、20㎡ ⇒ 25㎡
  - (2) 一定のバリアフリー住宅の建設促進（同要綱でバリアフリー化を規定）  
⇒ 一定のバリアフリー化、手すりの設置2箇所以上、又は段差のない屋内を満たす住宅）
  - (3) 高度なバリアフリー住宅の建設促進（一定のバリアフリーを超え、手すりの設置2箇所以上、段差のない屋内、車椅子が通行可能な廊下等の幅のすべてを満たす住宅建築に対しインセンティブを与えることが可能か）
    - 「とうきょうハートフル民間賃貸住宅」制度の利用による新築の支援。
    - 同制度の利用に対するインセンティブを与えることが可能か
  - (4) 「高齢者円滑入居賃貸住宅」「高齢者専用賃貸住宅」の誘導
2. 高齢者等の円滑な住み替え・居住安定化に対する支援
  - (1) 行政と民間の協働による居住支援 ⇒ 区の住み替え相談と住み替え協力店の連携
  - (2) 高齢者等受入住宅に対する事故時等の対応支援 ⇒ 入居後の福祉部門との連携が可能か
  - (3) 事故住宅所有者への入居者あっせん
  - (4) 中野区居住支援協議会の創設、住宅セーフティネット法第10条に基づき、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し、必要な措置について協議するための組織の構築。